

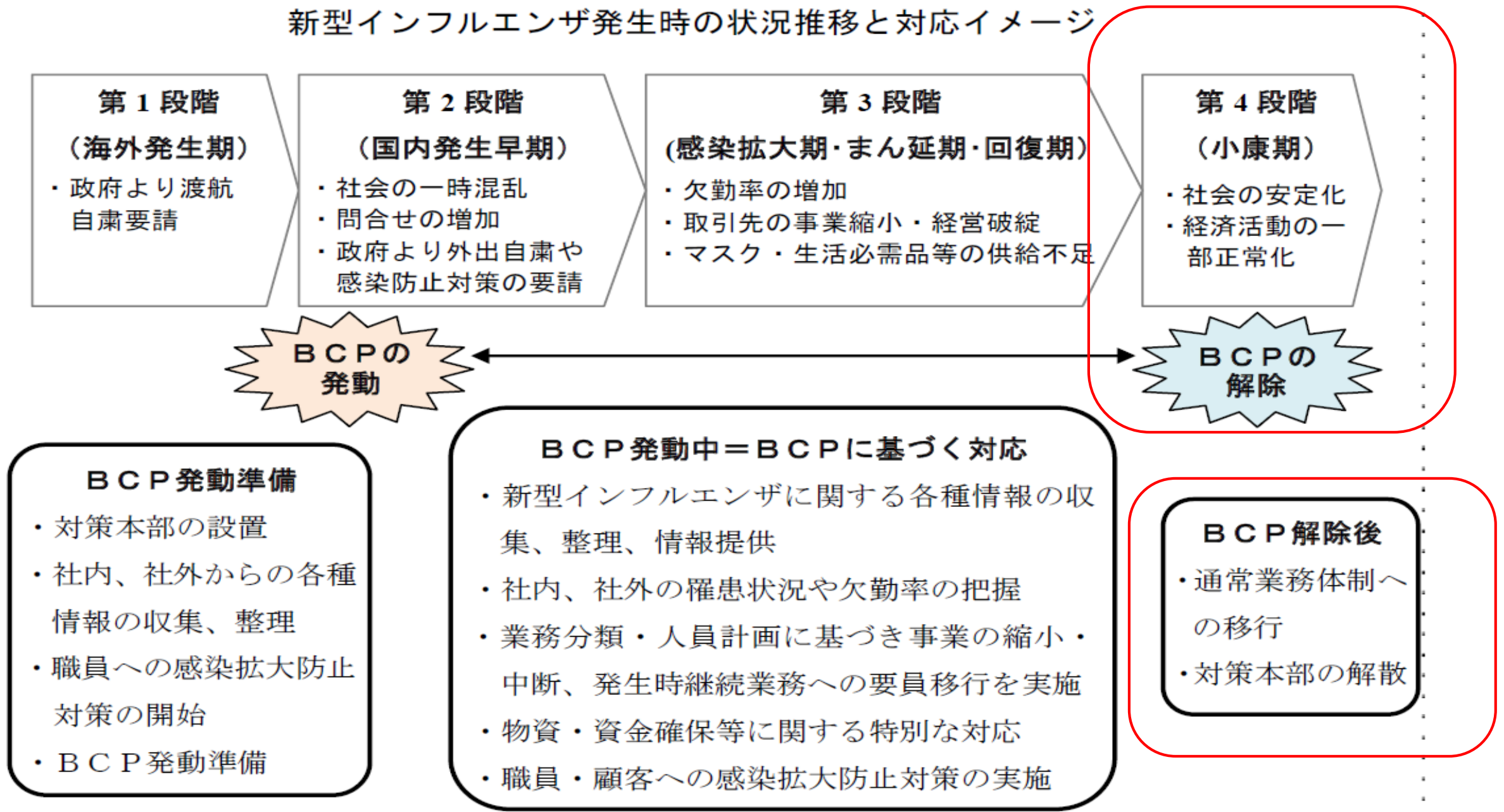
西東京市における事業継続計画（BCP）の縮小・中止及び更新について

- 緊急事態宣言（令和2年4月7日付発令）は、同年5月25日に解除宣言があった。
- 緊急事態措置を実施すべき期間中に発動していたBCP対応については、上記を踏まえ、6月1日付けで、その対応を一部解除する（施設・一部事業等において緊急事態解除宣言を受け、先行して、縮小・中止対応を図ったものあり）。
- なお、引き続き、新型コロナウイルス感染症により発生した新たな業務及び感染防止対策に必要な業務を実施するため、必要に応じて、継続業務総括表を更新すること。

BCP発動、解除基準の例

発動	<ul style="list-style-type: none">・従業員の欠勤率が、一定基準を超えた・従業員もしくはその家族、顧客のいずれかに感染が確認された・政府より、新型インフルエンザ警戒発令宣言がでた
解除	<ul style="list-style-type: none">・回復期もしくは小康期にある中で、従業員の欠勤率が、一定基準を下回った・政府より、<u>新型インフルエンザ警戒解除宣言がでた</u>

新型インフルエンザ発生時の状況推移と対応イメージ



イ 緊急事態宣言の解除

市は、国が緊急事態解除宣言を行った場合は、国の基本的対処方針に基づき対策を縮小・中止する。 ← **BCPの縮小・中止（解除）**

ウ 対策の評価・見直し

市は、各段階における対策に関する評価を行い、国による政府行動計画及び同ガイドライン等の見直し、都による都行動計画及び各種マニュアル等の見直しを踏まえ、市行動計画等の必要な見直し等を行う。

エ 対策本部の廃止

市は、政府対策本部・都対策本部が廃止されたときは、速やかに市対策本部を廃止する。



* 「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、以下の場合などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が決定する。

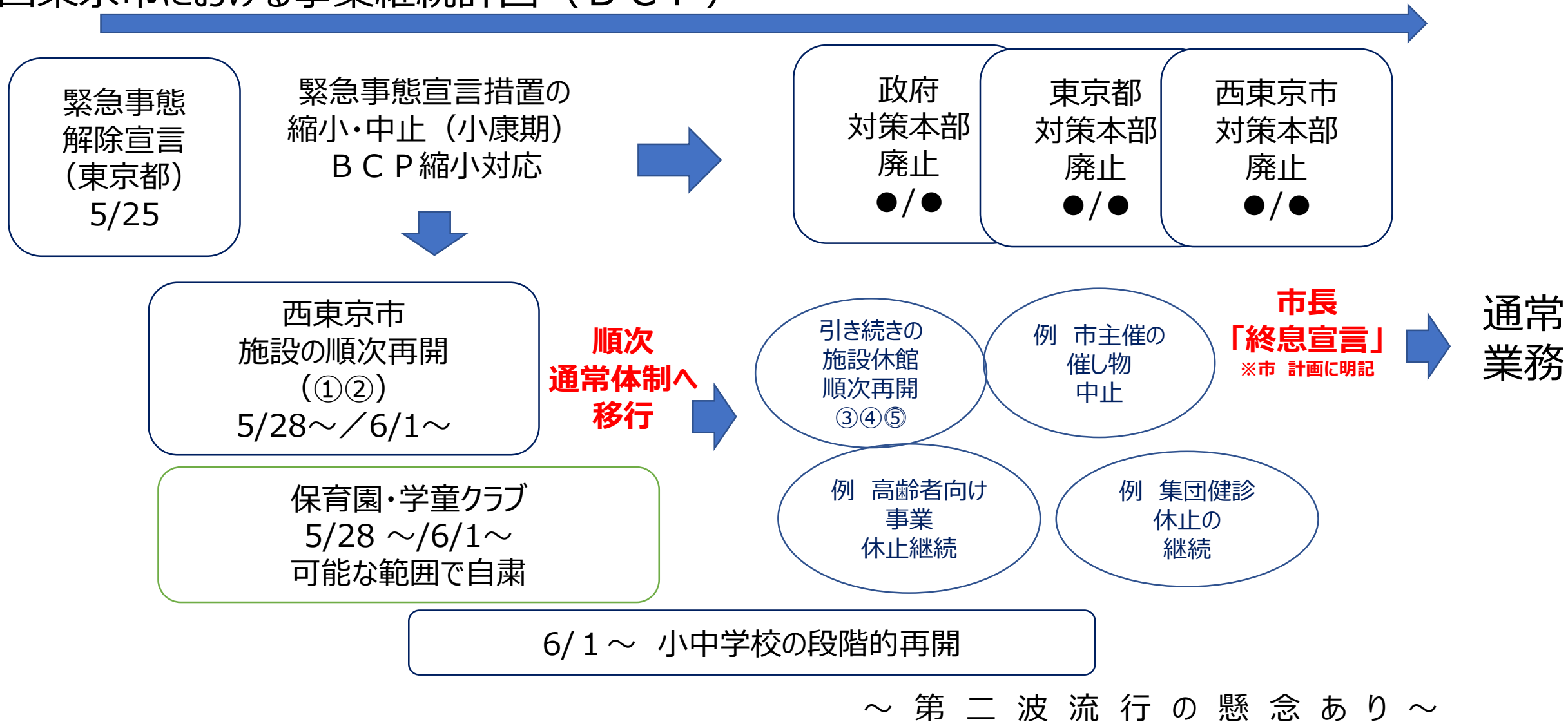
a 患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合



b 患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合

c 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合

西東京市における事業継続計画（BCP）



業務区分ごとの業務量の時系列イメージ

【 】：業務量の割合（イメージ）


		第一段階 (海外発生期)	第二段階 (国内発生早期)	第三段階 (拡大期、まん延期、回復期)	第四段階 (小康期)
発生時継続業務	新型インフルエンザ対策業務	【120%】 ・業務継続計画の発動 ・水際対策等の開始	【140%】 ・対策の本格稼働	【150%】 ・同左	【100%】 ・業務縮小
	一般継続業務	【100%】 ・業務継続計画の発動 ・スプリットチーム等の対応準備	【90%】 ・業務の継続 ・可能であれば、業務縮小	【80%】 ・同左	【100%】 ・通常業務体制への移行
縮小・中断業務		【100%】 ・業務継続計画の発動 ・業務の大幅縮小・中断の準備	【20～80%】 ・業務の大幅縮小・中断の開始 ・発生時継続業務に対する支援	【0～60%】 ・業務の大幅縮小・中断 ・発生時継続業務に対する支援	【80～100%】 ・通常業務体制への移行

(注) 【 】内の業務量の割合については、1つのイメージであり、業務区分ごとの業務量は様々であるため、各段階における3つの区分の業務量を足し合わせても300%になるわけではない。

出典：「新型インフルエンザ対応中央省庁業務継続ガイドライン」（平成21年8月7日 新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議）より作成

緊急事態宣言解除後における本市行政運営方針について

ツイッターへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート

2020年5月28日

コンテンツ番号117860

■ 緊急事態宣言解除後における本市行政運営方針について

令和2年4月7日に政府から発出された緊急事態宣言は、令和2年5月25日をもって解除されました。

本市においては、緊急事態宣言下における本市行政運営方針に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため自粛のお願いや市の業務の中止または延期等を行ってきましたが、緊急事態宣言解除後については、以下の方針に基づき行政運営してまいります。また、これに併せ、本市の業務継続計画（BCP）についても、5月25日をもって解除します。

市民の皆さまにおかれましては、引き続き、ご理解ご協力をお願いいたします。

緊急事態宣言解除後における本市行政運営方針について

-  緊急事態宣言解除後における本市行政運営方針について(PDF形式、

新型コロナウイルス感染

- [業務縮小施設の再びイベント中止等を覧について](#)
- [緊急事態宣言解除後における本市行政運営方針について](#)
- [新型コロナウイルス感染症の対応方針（支払い猶予や減額（住民の方向け））](#)
- [新型コロナウイルス感染症に係る保育所等の対応方針（令和2年5月26日現在）](#)
- [おうち時間の過ごし方について](#)
- [緊急事態宣言下における本市行政運営方針について](#)
- [新型コロナウイルス感染症の対応方針（市民の皆さまへのお願い）](#)
- [「川崎市緊急経済対策」について～2020年5月28日現在～](#)

(1)-4 政府対策本部の廃止

国は、新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにより患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が新型インフルエンザに対する免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザと認められなくなった旨の公表がされたとき、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部を廃止し国会に報告し公示する⁹⁰。（内閣官房、厚生労働省、その他全省庁）

(1)-5 都道府県対策本部、市町村対策本部の廃止

都道府県は、政府対策本部が廃止し、また市町村は、緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに都道府県対策本部又は市町村対策本部を廃止する⁹¹。